

静岡大学農学部同窓会会則

(制定) 昭和29年8月15日

(改正) 平成26年9月6日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡大学農学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて静岡大学農学部の発展と社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事務所の所在地および組織)

第3条 本会は、事務所を静岡大学農学部内に置き、本部と支部からなる。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦並びに互助に関する事業
- (2) 母校の発展および在学生支援に関する事業
- (3) 農林業の普及、発展および地域社会への貢献に関する事業
- (4) 会報に関する事業
- (5) 会員名簿に関する事業
- (6) その他必要と認める事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、普通会員、学生会員並びに名誉会員とする。

- 2 普通会員は、静岡農林専門学校及び静岡大学農学部の卒業生、静岡大学大学院農学研究科修了生とする。
- 3 学生会員は、静岡大学農学部及び静岡大学大学院農学研究在學生とする。
- 4 名誉会員は、静岡大学農学部教官、旧教官並びに静岡農林専門学校の旧教官とする。

第4章 会 費

(会費)

第6条 学生会員は、入会に当り終身会費20,000円を納入しなければならない。

- 2 終身会費は、学生会員が静岡大学農学部を卒業又は修了できない場合にのみ、本人の申し出により返還する。

第5章 役員

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 3名以内

2 役員任期は、2年とする。ただし、留任を妨げない。

役員は、その任期が満了した場合でも、後継者が就任するまではその職務を行うものとする。

3 名誉会長には、静岡大学農学部長を推戴する。

4 顧問には、歴代会長を推挙する。

5 顧問は、理事会の要請を受けて意見を述べるができる。

(会長・副会長)

第8条 会長・副会長の選出は、理事の互選とする。

2 会長は、本会を代表し会務を統括する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がこれを代行する。

4 会長、副会長に欠員が生じた時は、理事会を開き後任を選出する。これにより就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事・監事)

第9条 理事及び監事は、理事会で推薦し総会の承認を得る。

2 理事のうち1名は、名誉会員より会長がこれを委嘱することができる。

3 理事は、本会の会務を行う。

4 監事は、本会の財産その他会計事務の監査を行う。

第6章 総会及び理事会

(総会)

第10条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は原則として2年に一度これを開き、臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集する。

2 総会における付議事項は下記の事項とする。

- (1) 本会の事業報告及び収支決算
- (2) 本会の事業計画及び収支予算
- (3) 本会の会則変更に関わる事項
- (4) 本会の役員を選任
- (5) その他必要と認めた本会の運営等に関する事項

3 総会の議長は、会長がこれに当り、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

4 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は議長がこれを決定する。

(理事会)

第 11 条 本会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務については、第 13 条による運営会議で審議・執行し、理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 理事会は、理事の全員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。

ただし、文書による委任を認めるものとする。

4 理事会における付議事項は、下記の事項とする。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項で、緊急を要し、総会を招集する猶予のないときは会務の議決とその執行に関する事項

(3) その他必要と認めた本会の運営等に関する事項

5 理事会の議長は、会長がこれに当り、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

(議事録)

第 12 条 総会及び理事会の議事の経過は、議事録に記録する。

第 7 章 運営会議および委員会

(運営会議)

第 13 条 運営会議は、会長および会長の指名した役員等をもって組織し、必要に応じ開催する。

2 運営会議の招集は、会長が行う。

(委員会)

第 14 条 会長は、本会の会務を円滑に遂行するため、必要に応じて運営会議に諮り委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、若干名とし会長が委嘱する。

第 8 章 支部

(支部)

第 15 条 支部を設立する時は、支部会則を定め、その構成名簿を添えて理事会の承認を得るものとする。

2 支部を廃止しようとする時は、会長に届け出て、その同意を得るものとする。

第 9 章 会計

(収入)

第 16 条 本会の運営は、会費、寄附金、その他の収入とする。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 10 章 雑則

(会員の手続き)

第 18 条 会員は、現住所及び職業等に異動が生じたときは、速やかに当該事項をこの会の事務局に報告するものとする。

(会則の変更等)

第19条 本会の会則は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意がなければ変更することが出来ない。

(連絡通信員の委嘱)

第20条 本会は、会員との連絡および情報交換等を行うため、連絡通信員を置くことができる。

2 連絡通信員は、会長が委嘱する。

(細則)

第21条 本会の会則に規定しない細目は、理事会で定める。

2 理事会は、会則の細則を設けることができる。

(附則)

1 本会則は昭和29年8月15日より施行する。

昭和32年8月24日一部改正

昭和33年8月23日一部改正

昭和52年8月27日一部改正

平成7年10月7日一部改正

平成7年度の会計年度は、平成7年10月1日より平成8年3月31日までとする。

平成11年7月10日一部改正

平成18年7月1日一部改正

平成22年8月23日一部改正

平成26年9月6日改正